

保医発 0319 第 2 号
令和 8 年 3 月 19 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

複数手術に係る費用の特例の一部改正に伴う実施上の留意事項について

標記については、「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」（令和 8 年厚生労働省告示第 69 号）による改正後の「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）の規定に基づき、「複数手術に係る費用の特例の一部を改正する件」（令和 8 年厚生労働省告示第 95 号）が告示され、令和 8 年 6 月 1 日より適用されることとなったところであるが、実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関等及び審査支払機関に対し、周知徹底を図られたい。

なお、従前の「複数手術に係る費用の特例について」（令和 6 年 3 月 21 日保医発 0321 第 4 号）は、令和 8 年 5 月 31 日限り廃止する。

記

- 1 複数手術に係る費用の特例（平成 30 年厚生労働省告示第 72 号）別表第一及び別表第三の上欄及び下欄にそれぞれ掲げる手術について 2 種類以上の手術を同時に行った場合には、主たる手術の所定点数に、従たる手術の所定点数の 100 分の 50 に相当する点数を加えた点数を、同一手術野又は同一病巣に係る手術の所定点数とすること。
- 2 複数手術に係る費用の特例別表第二に掲げる手術のうち 2 種類以上の手術を同時に行った場合には、主たる手術の所定点数に、従たる手術の所定点数の 100 分の 50 に相当する点数を加えた点数を、同一手術野又は同一病巣に係る手術の所定点数とすること。なお、当該手術には、緊急的に実施さ

れない場合を含むこと。

- 3 従たる手術の所定点数の 100 分の 50 に相当する点数を加えて算定する場合、従たる手術の所定点数には注による加算は含まれないこと。なお、合算の対象となる従たる手術は 1 種類とすること。
- 4 「主たる手術」とは、同一手術野又は同一病巣に行った手術のうち、所定点数及び注による加算点数を合算した点数の高い手術をいうこと。なお、別表第一及び別表第三の上欄に掲げる手術が必ずしもこれに該当するものではないことに留意されたい。